

発議案第5号

非核三原則の堅持を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月11日

八千代市議会議長 塚本路明様

提出者	八千代市議会議員	堀口明子
賛成者	八千代市議会議員	伊原忠
	同	飯川英樹
	同	三田登
	同	高山敏朗
	同	大竹秀樹

提案理由

国に対し、非核三原則の堅持を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

非核三原則の堅持を求める意見書

日本政府は、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を国是にしている。1967年に当時の佐藤栄作首相が国会で表明し、1971年に衆議院においてこの原則の遵守に言及した決議を可決して以来、非核三原則を国是とする国会決議を積み重ね、歴代内閣もこれを堅持している。

しかしながら、今日、安全保障関連三文書の改定に向けた議論が与党内で開始され、日本の安全保障を担当する政府高官が「日本は核保有すべき」と発言したことも報じられるなど、非核三原則の見直しのお話が出てきており、その動きを不安視する声が上がっている。

長年にわたり核兵器の廃絶を訴え続け、ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会は、日本政府に対して、「日本に核が持ち込まれ、核戦争の基地になることも核攻撃の標的になることも許すことができない」とし、非核三原則を堅持し、核兵器も戦争もない人間社会に向けて世界の指導的役割を担うことを強く求めている。

80年前の広島と長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返してはならない。被爆の実相を次世代に伝えながら、非核三原則を堅持し、核兵器のない世界の実現に向けて努力を着実に積み重ねていくことが唯一の戦争被爆国である我が国の使命である。

よって、本市議会は国に対し、非核三原則の堅持を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月23日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

外務大臣様